

相模原市訓令第 13 号

庁 中 一 般  
行政機関一般  
出先機関一般

市長が定める歴史的公文書選別基準を次のように定める。

平成 26 年 3 月 31 日

相模原市長 加 山 俊 夫

市長が定める歴史的公文書選別基準

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、相模原市公文書管理条例(平成 25 年相模原市条例第 46 号)第 6 条第 5 項に規定する歴史的公文書選別基準を定めるものとする。

(基本的考え方)

第 2 条 歴史的公文書として選別すべき公文書は、次の各号のいずれかに該当する公文書とする。

- ( 1 ) 市の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された公文書
- ( 2 ) 市民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された公文書
- ( 3 ) 市民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された公文書
- ( 4 ) 市の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された公文書

(選別基準)

第 3 条 前条の基本的考え方に基づき、歴史的公文書として選別する具体的な選別基準は、次の表のとおりとする。

番号	公文書の区分
1	市の総合計画及び基本方針に関するもの
2	重要な事務及び事業の計画及び実施に関するもの

3	市の廃置分合、境界変更及び行政区画に関するもの
4	市の沿革に関するもの
5	条例、規則、訓令及び要綱の制定及び改廃に関するもの
6	議案、報告その他市議会に関するもの
7	叙勲、褒賞及び市表彰に関するもの
8	諮問及び答申に関するもの
9	市長等の事務引継に関するもの
10	職員の任免及び賞罰に関するもので重要なもの
11	公有財産の取得、処分等に関するもの
12	予算及び決算に関するもので重要なもの
13	市の行政運営の基本方針、重要施策等を審議する会議に関するもので重要なもの
14	審査基準、処分基準及び行政指導指針の制定及び改廃に関するもの
15	許認可等の行政処分に関するもので重要なもの
16	訴訟等に関するもので重要なもの
17	請願、陳情、要望等に関するもので重要なもの
18	不服申立てに関するもので重要なもの
19	附属機関等に関するもの
20	調査研究、統計等に関するもので重要なもの
21	制度又は組織の新設又は改廃に関するもの
22	市の行事・事件、市政又は市民生活に関するもので重要なもの
23	前各項に掲げるもののほか、歴史的価値があると認めるもの

(委任)

第4条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

## 歴史的公文書選別のための細目基準

市長が定める歴史的公文書選別基準(平成26年相模原市訓令第13号)第4条の規定に基づき、次のとおり細目基準を定める。

### 1 方針

過去における相模原市の主要な活動又は社会の情勢を跡付けることができるよう、また、公文書を市民共有の資産として管理し、現在及び将来にわたり説明責任を全うできるようにするために、歴史的公文書として重要な文書を選別する。

なお、選別に当たっては、偏りがなく公正で客観的に行うものとする。

### 2 選別される歴史的公文書

#### (1) 市の総合計画及び基本方針に関するもの

市の総合計画、基本方針等の企画、立案及び施行に関する文書を選別する。

これらを例示すると、総合計画及びそのパブリックコメントに関する文書が該当する。

#### (2) 重要な事務及び事業の計画及び実施に関するもの

市の重要な事務及び事業の計画及び実施に関する文書を選別する。

これらを例示すると、次の文書が該当する。

##### ア 市の特に重要な事務及び事業の計画に関する文書

米軍基地跡地利用計画、駅周辺整備計画、バス交通対策基本計画、リニア中央新幹線対策、一般廃棄物処理基本計画等及びそのパブリックコメントに関する文書

##### イ 市の重要な事務及び事業の計画及び実施に関する文書

都市経営指針、交通政策、基本計画の策定等及びそのパブリックコメントに関する文書

#### (3) 市の廃置分合、境界変更及び行政区画に関するもの

市の廃置分合、境界変更及び行政区画に関する文書を選別する。

これらを例示すると、合併、市境、行政区域、出張所所管区域、住居表示等に関する文書が該当する。

#### (4) 市の沿革に関するもの

市の沿革に関する文書を選別する。

これらを例示すると、市史、市章、市の歌・木・花・鳥・色制定、市民憲章

制定、区のシンボルマーク・カラー等に関する文書が該当する。

( 5 ) 条例、規則、訓令及び要綱の制定及び改廃に関するもの

条例、規則、告示、訓令及び要綱の制定及び改廃に関する文書を選別する。

これらを例示すると、条例原議、規則原議、告示原議、訓令等原議及びそのパブリックコメントに関する文書等が該当する。

( 6 ) 議案、報告その他市議会に関するもの

市議会の議事に関する文書を選別する。

これらを例示すると、議案原議等が該当する。

( 7 ) 叙勲、褒賞及び市表彰に関するもの

叙位、叙勲及び褒章の上申に関する文書並びに市長表彰等重要な表彰に関する文書を選別する。

これらを例示すると、国、県及び市表彰等に関する文書が該当する。

( 8 ) 諮問及び答申に関するもの

諮問及び答申に関する文書を選別する。

これらを例示すると、附属機関等に係る諮問・答申に関する文書が該当する。

( 9 ) 市長等の事務引継に関するもの

市長等の事務引継に関するものを選別する。

これらを例示すると、市長及び副市長の事務の引継ぎに関する文書が該当する。

( 10 ) 職員の任免及び賞罰に関するもので重要なもの

職員の任免及び賞罰に関する重要な文書を選別する。

これらを例示すると、特別職の任免並びに職員の分限及び懲戒に関する文書で重要なものが該当する。

( 11 ) 公有財産の取得、処分等に関するもの

公有財産の取得、処分等に関する文書を選別する。

これらを例示すると、財産に関する調書、土地、建物及び重要物品の取得、処分等に関する文書が該当する。

( 12 ) 予算及び決算に関するもので重要なもの

予算に関する重要な文書及び決算に関する重要な文書を選別する。

これらを例示すると、予算編成、決算報告、財務諸表等に関する文書が該当する。

( 1 3 ) 市の行政運営の基本方針、重要施策等を審議する会議に関するもので重要なもの

市の行政運営の基本方針、重要施策等を審議する会議に関する重要な文書を選別する。

これらを例示すると、経営会議、政策会議、局経営会議、区経営会議等に関する文書が該当する。

( 1 4 ) 審査基準、処分基準及び行政指導指針の制定及び改廃に関するもの

審査基準、処分基準及び行政指導指針の制定、改正及び廃止に関する文書を選別する。

これらを例示すると、審査基準、処分基準及び行政指導指針の制定、改正及び廃止に関する原議が該当する。

( 1 5 ) 許認可等の行政処分に関するもので重要なもの

許認可等の行政処分に関する重要な文書を選別する。

これらを例示すると、地域の環境又は市民の生活に顕著な影響を与える土地利用の変更又は施設の設置に関する文書が該当する。

( 1 6 ) 訴訟等に関するもので重要なもの

訴訟等に関する重要な文書を選別する。

これらを例示すると、判決、和解、損害賠償額の決定、訴訟経過等に関する文書が該当する。

( 1 7 ) 請願、陳情、要望等に関するもので重要なもの

請願、陳情、要望、公聴等に関する重要な文書を選別する。

これらを例示すると、わたしの提案、市政懇談会等に関する文書が該当する。

( 1 8 ) 不服申立てに関するもので重要なもの

不服申立てに関する重要な文書を選別する。

これらを例示すると、異議申立及び審査請求に関する文書が該当する。

( 1 9 ) 附属機関等に関するもの

法令又は条例に基づく審議会等に関する文書で、市の施策の実施に係る基本的姿勢又は方向性に影響を与えたものを選別する。

これらを例示すると、上記に該当する審議会等の会議録、会議資料等が該当する。

( 2 0 ) 調査研究、統計等に関するもので重要なもの

調査、研究並びに統計及び統計の結果に関する重要な文書を選別する。

これらを例示すると、国勢調査、統計書、交通事故統計等が該当する。

( 2 1 ) 制度又は組織の新設又は改廃に関するもの

市の重要な制度の新設、改正若しくは廃止又は組織・機構の新設、改正若しくは廃止に関する文書を選別する。

これらを例示すると、行政制度、行政組織、職員定数等に関する文書が該当する。

( 2 2 ) 市の行事・事件、市政又は市民生活に関するもので重要なもの

市における行事、出来事、市政又は市民生活に関する重要な文書を選別する。

これらを例示すると、記念式典、友好都市、公文書公開請求、市民まつり、災害支援、新型インフルエンザ対策等に関する文書が該当する。

( 2 3 ) ( 1 ) から ( 2 2 ) までは掲げるもののほか、歴史的価値があると認めるもの

その他歴史的価値があると認める文書を選別する。

3 適用期日

この基準は、平成 2 6 年 4 月 1 日から適用する。

相模原市教育委員会訓令第6号

事務局一般  
教育機関一般

相模原市教育委員会が定める歴史的公文書選別基準を次のように定める。

平成26年3月31日

相模原市教育委員会委員長 小林政美

相模原市教育委員会が定める歴史的公文書選別基準

(趣旨)

第1条 この訓令は、相模原市公文書管理条例(平成25年相模原市条例第46号)第6条第5項に規定する歴史的公文書選別基準を定めるものとする。

(基本的考え方)

第2条 歴史的公文書として選別すべき公文書は、次の各号のいずれかに該当する公文書とする。

- (1) 市の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された公文書
- (2) 市民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された公文書
- (3) 市民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された公文書
- (4) 市の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された公文書

(選別基準)

第3条 前条の基本的考え方に基づき、歴史的公文書として選別する具体的な選別基準は、次の表のとおりとする。

番号	公文書の区分
1	教育行政の計画及び基本方針に関するもの
2	重要な事務及び事業の計画及び実施に関するもの
3	学校等の沿革に関するもの

4	規則、告示、訓令及び要綱の制定及び改廃に関するもの
5	叙勲、褒賞及び表彰に関するもの
6	諮問及び答申に関するもの
7	職員の任免及び賞罰に関するもので重要なもの
8	行政運営の基本方針、重要施策等を審議する会議に関するもので重要なもの
9	審査基準、処分基準及び行政指導指針の制定及び改廃に関するもの
10	許認可等の行政処分に関するもので重要なもの
11	訴訟等に関するもので重要なもの
12	請願、陳情、要望等に関するもので重要なもの
13	不服申立てに関するもので重要なもの
14	附属機関等に関するもの
15	調査研究、統計等に関するもので重要なもの
16	行事・事件、市政又は市民生活に関するもので重要なもの
17	前各項に掲げるもののほか、歴史的価値があると認めるもの

(委任)

第4条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。



## 相模原市教育委員会歴史的公文書選別のための細目基準

相模原市教育委員会が定める歴史的公文書選別基準(平成26年相模原市教育委員会訓令第6号)第4条の規定に基づき、次のとおり細目基準を定める。

### 1 方針

過去における相模原市の主要な活動又は社会の情勢を跡付けることができるよう、また、公文書を市民共有の資産として管理し、現在及び将来にわたり説明責任を全うできるようにするために、歴史的公文書として重要な文書を選別する。

なお、選別に当たっては、偏りがなく公正で客観的に行うものとする。

### 2 選別される歴史的公文書

#### (1) 教育行政の計画及び基本方針に関するもの

教育行政の計画、基本方針の企画、立案及び施行に関する文書を選別する。

これらを例示すると、教育振興計画、社会教育基本計画等及びそれらのパブリックコメントに関する文書が該当する。

#### (2) 重要な事務及び事業の計画及び実施に関するもの

教育委員会の重要な事務及び事業の計画及び実施に関する文書を選別する。

これらを例示すると、通学区域、指定・登録文化財、文化財調査等に関する文書が該当する。

#### (3) 学校等の沿革に関するもの

学校等の沿革に関する文書を選別する。

これらを例示すると、公立学校設置統合廃止、学校沿革誌、校名選考、校歌・校章等に関する文書が該当する。

#### (4) 規則、告示、訓令及び要綱の制定及び改廃に関するもの

規則、告示、訓令及び要綱の制定及び改廃に関する文書を選別する。

これらを例示すると、規則原議、告示原義、訓令等原議等が該当する。

#### (5) 叙勲、褒賞及び表彰に関するもの

叙位、叙勲及び褒章の上申に関する文書等重要な表彰に関する文書を選別する。

これらを例示すると、国、県表彰、功労表彰等に関する文書が該当する。

#### (6) 諮問及び答申に関するもの

諮問及び答申に関する文書を選別する。

これらを例示すると、附属機関等に係る諮問・答申に関する文書が該当する。

( 7 ) 職員の任免及び賞罰に関するもので重要なもの

職員の任免及び賞罰に関する重要な文書を選別する。

これらを例示すると、職員の分限及び懲戒に関する文書で重要なものが該当する。

( 8 ) 行政運営の基本方針、重要施策等を審議する会議に関するもので重要なもの

教育委員会の行政運営の基本方針、重要施策等を審議する会議に関する重要な文書を選別する。

これらを例示すると、委員会会議録、局経営会議等に関する文書が該当する。

( 9 ) 審査基準、処分基準及び行政指導指針の制定及び改廃に関するもの

審査基準、処分基準及び行政指導指針の制定、改正及び廃止に関する文書を選別する。

これらを例示すると、審査基準、処分基準及び行政指導指針の制定、改正及び廃止に関する原議が該当する。

( 1 0 ) 許認可等の行政処分に関するもので重要なもの

許認可等の行政処分に関する重要な文書を選別する。

これらを例示すると、市民の生活に顕著な影響を与える行政処分に関する文書が該当する。

( 1 1 ) 訴訟等に関するもので重要なもの

訴訟等に関する重要な文書を選別する。

これらを例示すると、判決、和解、損害賠償額の決定、訴訟経過等に関する文書が該当する。

( 1 2 ) 請願、陳情、要望等に関するもので重要なもの

請願、陳情、要望等に関する重要な文書を選別する。

( 1 3 ) 不服申立てに関するもので重要なもの

不服申立てに関する重要な文書を選別する。

これらを例示すると、異議申立及び審査請求に関する文書が該当する。

( 1 4 ) 附属機関等に関するもの

法令又は条例に基づく審議会等に関する文書で、教育委員会の施策の実施に係る基本的姿勢又は方向性に影響を与えたものを選別する。

これらを例示すると、上記に該当する審議会等の会議録、会議資料等が該当

する。

(15) 調査研究、統計等に関するもので重要なもの

調査、研究並びに統計及び統計の結果に関する重要な文書を選別する。

これらを例示すると、市史、埋蔵文化財分布調査に関する文書等が該当する。

(16) 行事・事件、市政又は市民生活に関するもので重要なもの

教育委員会における行事、出来事、市政又は市民生活に関する重要な文書を選別する。

これらを例示すると、記念式典、公文書公開請求、大規模なスポーツ大会等に関する文書が該当する。

(17) (1)から(16)までに掲げるもののほか、歴史的価値があると認めるもの

その他歴史的価値があると認める文書を選別する。

### 3 適用期日

この基準は、平成26年4月1日から適用する。

この基準は、平成27年4月1日から適用する。

相模原市選挙管理委員会訓令第2号

相模原市選挙管理委員会事務局  
相模原市区選挙管理委員会事務局

相模原市選挙管理委員会が定める歴史的公文書選別基準を次のように定める。

平成26年3月31日

相模原市選挙管理委員会  
委員長 井上正明

相模原市選挙管理委員会が定める歴史的公文書選別基準

(趣旨)

第1条 この訓令は、相模原市公文書管理条例(平成25年相模原市条例第46号)第6条第5項に規定する歴史的公文書選別基準を定めるものとする。

(基本的考え方)

第2条 歴史的公文書として選別すべき公文書は、次の各号のいずれかに該当する公文書とする。

- (1) 市の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された公文書
- (2) 市民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された公文書
- (3) 市民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された公文書
- (4) 市の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された公文書

(選別基準)

第3条 前条の基本的考え方に基づき、歴史的公文書として選別する具体的な選別基準は、次の表のとおりとする。

番号	公文書の区分
1	重要な事務及び事業の実施に関するもの

2	告示、訓令及び要綱の制定及び改廃に関するもの
3	委員長の事務引継に関するもの
4	選挙等運営の基本方針、重要施策等を審議する会議に関するもので重要なもの
5	前各項に掲げるもののほか、歴史的価値があると認めるもの

(委任)

第4条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

## 相模原市選挙管理委員会歴史的公文書選別のための細目基準

相模原市選挙管理委員会が定める歴史的公文書選別基準(平成26年相模原市選挙管理委員会訓令第2号)第4条の規定に基づき、次のとおり細目基準を定める。

### 1 方針

過去における相模原市選挙管理委員会の主要な活動又は社会の情勢を跡付けることができるよう、また、公文書を市民共有の資産として管理し、現在及び将来にわたり説明責任を全うできるようにするために、歴史的公文書として重要な文書を選別する。

なお、選別に当たっては、偏りがなく公正で客観的に行うものとする。

### 2 選別される歴史的公文書

#### (1) 重要な事務及び事業の実施に関するもの

相模原市選挙管理委員会の重要な事務及び事業の実施に関する文書を選別する。

これらを例示すると、投票区、開票区、選挙録、住民投票及び直接請求に関する文書等が該当する。

#### (2) 告示、訓令及び要綱の制定及び改廃に関するもの

告示、訓令及び要綱の制定及び改廃に関する文書を選別する。

これらを例示すると、告示原議、訓令等原議等が該当する。

#### (3) 委員長の事務引継に関するもの

委員長の事務引継に関するものを選別する。

#### (4) 選挙等運営の基本方針、重要施策等を審議する会議に関するもので重要なもの

選挙等運営の基本方針、重要施策等を審議する会議に関する重要なものとして相模原市選挙管理委員会会議に関する文書を選別する。

これらを例示すると、議案及び会議録等に関する文書が該当する。

#### (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、歴史的価値があると認めるもの

その他歴史的価値があると認める文書を選別する。

### 3 適用期日

この基準は、平成26年4月1日から適用する。

相模原市人事委員会訓令第2号

人事委員会事務局

相模原市人事委員会が定める歴史的公文書選別基準を次のように定める。

平成26年3月27日

相模原市人事委員会委員長 谷口隆良

相模原市人事委員会が定める歴史的公文書選別基準

(趣旨)

第1条 この訓令は、相模原市公文書管理条例(平成25年相模原市条例第46号)第6条第5項に規定する歴史的公文書選別基準を定めるものとする。

(基本的考え方)

第2条 歴史的公文書として選別すべき公文書は、次の各号のいずれかに該当する公文書とする。

- (1) 市の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された公文書
- (2) 市民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された公文書
- (3) 市民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された公文書
- (4) 市の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された公文書

(選別基準)

第3条 前条の基本的考え方に基づき、歴史的公文書として選別する具体的な選別基準は、次の表のとおりとする。

番号	公文書の区分
1	規則、訓令及び要綱の制定及び改廃に関するもの
2	人事委員会の会議に関するもの
3	条例に対する意見等に関するもの
4	報告及び勧告に関するもの

5	試験・選考に関するもの
6	公平審査に関するもの
7	前各項に掲げるもののほか、歴史的価値があると認められるもの

2 公文書の選別については、必要に応じ人事委員会で審議するものとする。  
(委任)

第4条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。



## 相模原市人事委員会歴史的公文書選別のための細目基準

相模原市人事委員会が定める歴史的公文書選別基準(平成26年相模原市人事委員会訓令第2号)第4条の規定に基づき、次のとおり細目基準を定める。

### 1 方針

過去における相模原市の主要な活動又は社会の情勢を跡付けることができるよう、また、公文書を市民共有の資産として管理し、現在及び将来にわたり説明責任を全うできるようにするために、歴史的公文書として重要な文書を選別する。

なお、選別に当たっては、偏りがなく公正で客観的に行うものとする。

### 2 選別される歴史的公文書

#### (1) 規則、訓令及び要綱の制定及び改廃に関するもの

規則、告示、訓令及び要綱の制定及び改廃に関する文書を選別する。

これらを例示すると、規則原議、告示原議、訓令等原議等が該当する。

#### (2) 人事委員会の会議に関するもの

人事委員会の会議に関する文書を選別する。

これらを例示すると、人事委員会議案原義、人事委員会議事録等が該当する。

#### (3) 条例に対する意見等に関するもの

条例に対する意見等に関する文書を選別する。

これらを例示すると、条例に対する意見、市長規則に関する協議等に関する文書が該当する。

#### (4) 報告及び勧告に関するもの

報告及び勧告に関する文書を選別する。

これらを例示すると、給与等に関する報告・勧告、人事行政に関する報告・勧告等に関する文書が該当する。

#### (5) 試験・選考に関するもの

試験・選考に関する文書を選別する。

これらを例示すると、試験・選考の受験案内等に関する文書が該当する。

#### (6) 公平審査に関するもの

公平審査に関する文書を選別する。

これらを例示すると、不服申立て、措置要求等に関する文書が該当する。

#### (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、歴史的価値があると認めるもの

その他歴史的価値があると認める文書を選別する。

### 3 適用期日

この基準は、平成26年4月1日から適用する。

相模原市監査委員訓令第2号

相模原市監査委員事務局

相模原市監査委員が定める歴史的公文書選別基準を次のように定める。

平成26年3月28日

相模原市監査委員 八木智明

同 坪井廣行

同 大沢洋子

同 阿部善博

相模原市監査委員が定める歴史的公文書選別基準

(趣旨)

第1条 この訓令は、相模原市公文書管理条例(平成25年相模原市条例第46号)第6条第5項に規定する歴史的公文書選別基準を定めるものとする。

(基本的考え方)

第2条 歴史的公文書として選別すべき公文書は、次の各号のいずれかに該当する公文書とする。

- (1) 市の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された公文書
- (2) 市民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された公文書
- (3) 市民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された公文書

( 4 ) 市の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された公文書  
(選別基準)

第 3 条 前条の基本的考え方に基づき、歴史的公文書として選別する具体的な選別基準は、次の表のとおりとする。

番号	公文書の区分
1	告示、訓令及び要綱の制定及び改廃に関するもの
2	諮問及び答申に関するもの
3	監査委員の事務引継に関するもの
4	監査及び審査に関するもの
5	前各項に掲げるもののほか、歴史的価値があると認めるもの

(委任)

第 4 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 相模原市監査委員歴史的公文書選別のための細目基準

相模原市監査委員が定める歴史的公文書選別基準(平成26年相模原市監査委員訓令第2号)第4条の規定に基づき、次のとおり細目基準を定める。

### 1 方針

過去における相模原市の主要な活動又は社会の情勢を跡付けることができるよう、また、公文書を市民共有の資産として管理し、現在及び将来にわたり説明責任を全うできるようにするために、歴史的公文書として重要な文書を選別する。なお、選別に当たっては、偏りがなく公正で客観的に行うものとする。

### 2 選別される歴史的公文書

#### (1) 告示、訓令及び要綱の制定及び改廃に関するもの

告示、訓令及び要綱の制定及び改廃に関する文書を選別する。

これらを例示すると、告示原議及び訓令等原議等が該当する。

#### (2) 諮問及び答申に関するもの

諮問及び答申に関する文書を選別する。

#### (3) 監査委員の事務引継に関するもの

監査委員の事務引継に関する文書を選別する。

#### (4) 監査及び審査に関するもの

監査及び審査に関する文書を選別する。

これらを例示すると、監査手続結果報告書、監査結果等公告原議、決算審査意見書等が該当する。

#### (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、歴史的価値があると認めるもの

その他歴史的価値があると認める文書を選別する。

### 3 適用期日

この基準は、平成26年4月1日から適用する。

この基準は、平成29年4月1日から適用する。

相模原市農業委員会訓令第 1 号

相模原市農業委員会事務局

相模原市農業委員会が定める歴史的公文書選別基準を次のように定める。

平成 2 6 年 3 月 3 1 日

相模原市農業委員会会長 山 本 国 孝

相模原市農業委員会が定める歴史的公文書選別基準

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、相模原市公文書管理条例(平成 2 5 年相模原市条例第 4 6 号)第 6 条第 5 項に規定する歴史的公文書選別基準を定めるものとする。

(基本的考え方)

第 2 条 歴史的公文書として選別すべき公文書は、次の各号のいずれかに該当する公文書とする。

- ( 1 ) 市の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された公文書
- ( 2 ) 市民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された公文書
- ( 3 ) 市民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された公文書
- ( 4 ) 市の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された公文書

(選別基準)

第 3 条 前条の基本的考え方に基づき、歴史的公文書として選別する具体的な選別基準は、次の表のとおりとする。

番号	公文書の区分
1	重要な事務及び事業の計画及び実施に関するもの
2	規則、訓令及び要綱の制定及び改廃に関するもの
3	農業委員会の会議に関するもの

4	諮問及び答申に関するもの
5	前各項に掲げるもののほか、歴史的価値があると認めるもの

(委任)

第4条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

## 相模原市農業委員会歴史的公文書選別のための細目基準

相模原市農業委員会が定める歴史的公文書選別基準(平成26年相模原市農業委員会訓令第1号)第4条の規定に基づき、次のとおり細目基準を定める。

### 1 方針

過去における相模原市農業委員会(以下「農業委員会」という。)の主要な活動又は社会の情勢を跡付けることができるよう、また、公文書を市民共有の資産として管理し、現在及び将来にわたり説明責任を全うできるようにするために、歴史的公文書として重要な文書を選別する。

なお、選別に当たっては、偏りがなく公正で客観的に行うものとする。

### 2 選別される歴史的公文書

#### (1) 重要な事務及び事業の計画及び実施に関するもの

重要な事務及び事業の計画及び実施に関する文書を選別する。

これらを例示すると、国有農地等に関する文書、農地交換分合計画書等が該当する。

#### (2) 規則、訓令及び要綱の制定及び改廃に関するもの

規則、訓令、告示及び要綱の制定及び改廃に関する文書を選別する。

これらを例示すると、規則原議、訓令原議、告示原議、要綱原議等が該当する。

#### (3) 農業委員会の会議に関するもの

農業委員会の会議に関する文書を選別する。

これらを例示すると、会議議案原議、議事録等が該当する。

#### (4) 諮問及び答申に関するもの

諮問及び答申に関する文書を選別する。

これらを例示すると、諮問原議、建議書提出原議、回答書等が該当する。

#### (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、歴史的価値があると認めるもの

その他歴史的価値があると認める文書を選別する。

### 3 適用期日

この基準は、平成26年4月1日から適用する。



相模原市固定資産評価審査委員会訓令第 2 号

相模原市固定資産評価審査委員会

相模原市固定資産評価審査委員会が定める歴史的公文書選別基準を次のように定める。

平成 2 6 年 3 月 3 1 日

相模原市固定資産評価審査委員会  
委員長 原 清 助

相模原市固定資産評価審査委員会が定める歴史的公文書選別基準  
(趣旨)

第 1 条 この訓令は、相模原市公文書管理条例(平成 2 5 年相模原市条例第 4 6 号)第 6 条第 5 項に規定する歴史的公文書選別基準を定めるものとする。

(基本的考え方)

第 2 条 歴史的公文書として選別すべき公文書は、次の各号のいずれかに該当する公文書とする。

- ( 1 ) 市の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された公文書
- ( 2 ) 市民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された公文書
- ( 3 ) 市民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された公文書
- ( 4 ) 市の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された公文書

(選別基準)

第 3 条 前条の基本的考え方に基づき、歴史的公文書として選別する具体的な選別基準は、次の表のとおりとする。

番号	公文書の区分
1	告示、訓令及び要綱の制定及び改廃に関するもの
2	固定資産評価審査委員会の会議及び審査に関するもの

3	前2項に掲げるもののほか、歴史的価値があると認めるもの
---	-----------------------------

(委任)

第4条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

制定の理由

相模原市公文書管理条例(平成25年相模原市条例第46号)第6条第5項に規定する歴史的公文書選別基準を定めるもの

## 相模原市固定資産評価審査委員会歴史的公文書選別のための細目基準

相模原市固定資産評価審査委員会が定める歴史的公文書選別基準(平成26年相模原市固定資産評価審査委員会訓令第2号)第4条の規定に基づき、次のとおり細目基準を定める。

### 1 方針

過去における相模原市固定資産評価審査委員会の主要な活動又は社会の情勢を跡付けることができるよう、また、公文書を市民共有の資産として管理し、現在及び将来にわたり説明責任を全うできるようにするために、歴史的公文書として重要な文書を選別する。

なお、選別に当たっては、偏りがなく公正で客観的に行うものとする。

### 2 選別される歴史的公文書

#### (1) 告示、訓令及び要綱の制定及び改廃に関するもの

告示、訓令及び要綱の制定及び改廃に関する文書を選別する。

これらを例示すると、告示原議、訓令等原議等が該当する。

#### (2) 固定資産評価審査委員会の会議及び審査に関するもの

固定資産評価審査委員会の会議及び審査に関する文書を選別する。

これらを例示すると、固定資産評価審査委員会会議録、固定資産審査決定書等が該当する。

#### (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、歴史的価値があると認めるもの

その他歴史的価値があると認める文書を選別する。

### 3 適用期日

この基準は、平成26年4月1日から適用する。

相模原市議会訓令第1号

相模原市議会局

相模原市議会が定める歴史的公文書選別基準を次のように定める。

平成26年3月31日

相模原市議会議長 須田 毅

相模原市議会が定める歴史的公文書選別基準

(趣旨)

第1条 この訓令は、相模原市公文書管理条例(平成25年相模原市条例第46号)第6条第5項に規定する歴史的公文書選別基準を定めるものとする。

(基本的考え方)

第2条 歴史的公文書として選別すべき公文書は、次の各号のいずれかに該当する公文書とする。

- (1) 議会の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された公文書
  - (2) 市民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された公文書
  - (3) 市民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された公文書
  - (4) 議会の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された公文書
- (選別基準)

第3条 前条の基本的考え方に基づき、歴史的公文書として選別する具体的な選別基準は、次の表のとおりとする。

番号	公文書の区分
1	議会の沿革に関するもの
2	議案の提出並びに規則等の制定及び改廃に関するもの
3	本会議及び委員会の議事に関するもの
4	請願、陳情等に関するもので重要なもの

5	調査、研究等に関するもので重要なもの
6	諮問及び答申に関するもの
7	審査基準、処分基準及び行政指導指針の制定及び改廃に関するもの
8	訴訟等に関するもので重要なもの
9	不服申立てに関するもので重要なもの
10	前各項に掲げるもののほか、歴史的価値があると認めるもの

(委任)

第4条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

## 相模原市議会が定める歴史的公文書選別のための細目基準

相模原市議会が定める歴史的公文書選別基準(平成26年相模原市議会訓令第1号)第4条の規定に基づき、次のとおり細目基準を定める。

### 1 方針

過去における相模原市議会の主要な活動又は社会の情勢を跡付けることができるよう、また、公文書を市民共有の資産として管理し、現在及び将来にわたり説明責任を全うできるようにするために、歴史的公文書として重要な文書を選別する。なお、選別に当たっては、偏りがなく公正で客観的に行うものとする。

### 2 選別される歴史的公文書

#### (1) 議会の沿革に関するもの

議会の議員の身分、会派及び歴史に関する文書を選別する。

これらを例示すると、議員履歴簿、会派結成届、市議会史に関する文書等が該当する。

#### (2) 議案の提出並びに規則等の制定及び改廃に関するもの

議案の提出並びに規則等の制定及び改廃に関する文書を選別する。

これらを例示すると、議案原議、規則原議、訓令等原議及び告示原議に関する文書等が該当する。

#### (3) 本会議及び委員会の議事に関するもの

議会の議事に関する文書を選別する。

これらを例示すると、本会議会議録、常任委員会会議録、議会運営委員会会議録、特別委員会会議録、全員協議会会議録等が該当する。

#### (4) 請願、陳情等に関するもので重要なもの

請願、陳情等に関する文書を選別する。

これらを例示すると、請願、陳情等に関する文書が該当する。

#### (5) 調査、研究等に関するもので重要なもの

調査、研究等に関する文書を選別する。

これらを例示すると、議員海外視察、市議会だより、調査時報、市政の概要等に関する文書が該当する。

#### (6) 諮問及び答申に関するもの

諮問及び答申に関する文書を選別する。

これらを例示すると、附属機関等に係る諮問・答申に関する文書が該当する。

(7) 審査基準、処分基準及び行政指導指針の制定及び改廃に関するもの

審査基準、処分基準及び行政指導指針の制定及び改廃に関する文書を選別する。

これらを例示すると、審査基準、処分基準及び行政指導指針の制定及び改廃に関する原議が該当する。

(8) 訴訟等に関するもので重要なもの

訴訟等に関する文書を選別する。

これらを例示すると、判決書、和解、損害賠償額の決定、訴訟経過等に関する文書が該当する。

(9) 不服申立てに関するもので重要なもの

不服等申立てに関する文書を選別する。

これらを例示すると、異議申立及び審査請求に関する文書が該当する。

(10) 前各項に掲げるもののほか、歴史的価値があると認めるもの

その他歴史的価値があると認める文書を選別する。

### 3 適用期日

この基準は、平成26年4月1日から適用する。